

主 文

本件各上告をいずれも棄却する。

理 由

弁護人中村三次，同山崎利男，同西徹夫の上告趣意のうち，判例違反をいう点は，所論引用の判例は本件と事案を異にして適切でなく，その余は，憲法違反をいう点を含め，実質は事実誤認，単なる法令違反の主張であり，検察官の職務を行う弁護士 A，同 B の上告趣意は，憲法違反をいう点を含め，実質は量刑不当の主張であって，いずれも刑訴法 405 条の上告理由に当たらない。

なお，検察官の職務を行う弁護士の所論にかんがみ，記録を精査したが，被告人を懲役 3 年に処し 5 年間その刑の執行を猶予した原判決の量刑が，甚だしく不当であるとまでは認められない。

よって，刑訴法 414 条，386 条 1 項 3 号により，裁判官全員一致の意見で，主文のとおり決定する。

(裁判長裁判官 濱田邦夫 裁判官 金谷利廣 裁判官 上田豊三 裁判官 藤田 宙靖)